

2009年3月27日

国会議員

様

要 望 書

再処理工場の安全審査をやり直して下さい

高レベル廃液の厳重管理を、放射能の環境放出を止めて下さい

—青森県六ヶ所村日本原燃（株）再処理工場—

国への要望事項

- 1) 再処理施設安全審査をやり直すこと。工場直下の活断層の存在とこれによる最大M(マグニチュード)8の地震が指摘されたため。
 - 2) 現在貯蔵されている高レベル放射性廃液の安全管理を徹底し、大地震がきても絶対に漏れ出さないようにすること。原燃は直下M6.5までの評価しかしていません。M7クラスで破局的放射能放出事故になり、居住不能地が現実になってしまいます。現にガラス固化セル内で高レベル廃液漏えい事故が起きてています。
 - 3) 再処理工場は未完成な技術であり技術が完成するまで凍結すること。理由は放射能を除去せず環境放出していること、ガラス固化に失敗し1年以上経過しなお見通しがたっていないこと。
 - 4) 環境基本法の理念を再処理においても遵守すること。また海や空や大地を放射能で汚染させないため環境基本法第13条の具現化を早急に図ること
 - 5) ① 放射能の環境規制は環境省で行うこと。
② 使用済み燃料の再処理は止め、そのまま貯蔵保管すること。
北欧、米、カナダ、西独などの国は原発から生ずる使用済み核燃料は再処理せずそのまま貯蔵保管する政策である。
- * リスクなどの真実の情報を率直に国民に公開し、国民の判断にゆだね安全を第一に検討してほしい。
- * 人々がこの国で未永く安心して暮らせるためにご尽力をお願いします。

◎三陸の海を放射能から守る岩手の会

電話・fax 019-661-1002

連絡先 020-0004 岩手県盛岡市山岸6-36-8 永田文夫

◎三陸・宮城の海を放射能から守る仙台の会（わかめの会）電話・fax 022-255-3369

連絡先 981-0963 宮城県仙台市川内亀岡町96 A-203 広瀬剛史

要望の理由書

要望(1) 再処理施設安全審査をやり直すこと

【理由】再処理施設安全審査指針(原子力安全委員会決定)の指針1.基本的立地条件には「事故の誘因を排除し、災害の拡大を防止する観点から、再処理施設の立地地点及びその周辺における以下の事象を検討し、安全確保上支障がないことを確認すること。1、自然環境 (1) 地震、津波、地すべり、…

(2) 地盤、地耐力、断層等の地質及び地形 等があげられています。2008年5月に、三人の変動地形学者が工場直下の活断層の存在を指摘し、最大でマグニチュード8クラスの大地震の可能性を学会で指摘しています。活断層上の再処理工場は決して認めるわけにいきません。

要望(2) 高レベル廃液の安全管理の徹底、大地震に襲われても絶対に漏れ出さないようにすること

【理由】原燃は直下地震についてはマグニチュード 6.5までの評価しか行っておりません。再処理工場には、現在絶えず冷却し排気しなければならない高レベル廃液が大量に(約 240m³)貯蔵されています(セシウム 137 換算で Chernobyl 事故で放出された放射能の約 9 倍に相当)。直下大地震により電源喪失、パイプの破断等により廃液が沸騰し環境へ放出されると Chernobyl 事故以上の大惨事になる可能性があります。本格操業では常時約 500m³ が貯槽に保管されることになります。約 1m³ほど漏れたとしても青森県全域は全員避難地域になるようです。(高木仁三郎博士推定)

そのあまりの危険性によりガラス固化が推奨されていますが、危険な液体で長期にわたり保管することはこの地震大国であまりに危険です。高レベル廃液の徹底した安全管理が求められる所以です。

要望(3) 再処理工場は未完成な技術であり凍結すること

【理由】平成18年3月31日に、六ヶ所再処理工場でアクティブ試験が開始されてから、3年が経過しました。この間、約425トンの使用済み核燃料がせん断されプルトニウムが抽出されました。同時に、海や空に大量の放射能(放射性物質)が放出されました。海には主として放射性のトリチウム、空にはクリプトン85、炭素14が除去されないまま全量放出されています。周辺住民の被ばく量を年間0.022ミリシーベルトと算出し、少ないから安全とされ、海洋などの環境アセスメントすら実施されていません。しかし、海には一般人の放射線年間摂取限度の3億3千万人分、空には4千万人分の放射能を放出しながら、周辺住民の被ばく線量が少ないからとし、安全を主張するのは到底納得できるものではありません。三陸の海の生態系はどうなっていくのでしょうか。海産物に取り込まれる放射能は

どうなのでしょうか。放射能の影響を受けやすい胎児・幼児、海水に直接触れる漁民やサーファーの安全は、本当に守られるのでしょうか。不安は増すばかりです。

トリチウムやクリプトン85など全量放出されている放射能の除去技術は研究され目処がついているといいます。ドイツで計画があったバッカースドルフ再処理工場(中止)ではこれらの放射能の除去計画がありました。1988年12月の青森県議会資料にはトリチウムとクリプトンの除去建屋があつたのですがいつのまにか消えてしまいました。放射能を除去せず全量を放出することは許されません。また、2007年11月から行われている高レベル廃液のガラス固化は、事故続きでその内容が悪化してきており、ついにこの1月には固化セル内で高レベル廃液が漏えいし、未回収分がどこに行ってしまったのか公表されていません。未回収分は広島原爆死の灰の2.5倍ほどに相当します(セシウム137換算)。もう技術は破綻しているとしか言いようがありません。

* 日本原燃(株)・青森県・六ヶ所村の三者で締結している安全協定5条で 事業者は放射能の低減化を図ることが謳われています。しかし、この努力が全くなされていません。

要望 (4) 環境基本法の理念を再処理においても遵守させること。第13条の具現化

【理由】2007.6.10 参議院環境委員会で川田参議院議員の質問に答え鴨下環境大臣は原子力施設も環境基本法の理念のもとにあると答えました。環境基本法の理念は第3条から第5条にかけて明文化されています。第3条(環境の恵澤の享受と継承など)、第4条(環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築など)、第5条(国際的強調による地球環境保全の積極的推進)。放射能3核種を全量垂れ流しにしつつ操業されようとしている再処理はこれらの理念と余りにも乖離しています。

環境基本法第13条(放射性物質による大気の汚染等の防止)では「放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壤の汚染の防止のための措置については、原子力基本法その他の関係法規で定めるところによる」とあります。しかし原子力基本法には、この条項を具現化する条項がありません。少し近いと思われるものに第20条(放射線による障害の防止措置)がありますが、これは放射性物質から環境を守る視点のものではありません。「公共の安全を確保する」とありますが、これは「大気、水質、土壤の環境汚染防止」とは受け取れません。関連法律として放射線障害防止法を見ると、「放射性同位元素の取扱等による放射線障害の防止と公共の安全」が目的となっており、放射性物質による環境汚染防止が目的ではありません。ほかの原子力関連法規でも環境基本法第13条を具現化する条項はありません。これは法律の整合性を欠く大きな問題ではないでしょうか。放射能から環境を守る法律がおざなりにされてきたとしかいいようがありません。昭和42年8月公害対策基本法で13条の前身である条項が示された後原子力基本法に関連し改正があったようすがありません。法律の整合性を欠いたまま40年以上も放置されてきました。

要望（5）-1 放射能の環境規制は環境省で行うこと

【理由】従来のように原子力を推進をする経産省が対象事業所を監視するのでは、推進がありきで、厳しい規制ができない。放射能による環境汚染が広がるばかりである。40年間も放射能の環境規制がなおざりにされてきたことがそれを物語っている。原子力関連法では環境法で定められている放射性物質の環境基準も環境アセスメントもなく、放出口規制も排気筒では実施されないできた。原発には定められている放水口での濃度規制は再処理工場にはないという二重規制が行われている。これでは環境を守ることができない、国土の放射能汚染が進むばかりである。放射能の規制は諸外国のように環境省に移し環境保護のため厳しく取り締まるべきである。

要望（5）-2 使用済み燃料の再処理は止め、そのまま貯蔵保管すること

【理由】北欧、米、カナダ、西独などの国は原発から生ずる使用済み核燃料は再処理せずそのまま貯蔵保管する政策です。これは経済的にも環境的にも問題があることによる賢明な選択です。我が国も諸外国を見習い、危険な高レベル廃液を溜め込み、放射能を環境放出しなければ操業できない再処理は止め、再処理せずそのまま貯蔵保管する選択をするように政策を再検討してほしい。再処理はまだ未完の技術である。危険な放射能を完全にコントロールできるまでは再処理はしてはいけない。

*国際的にも権威がある米科学アカデミーは放射能にはこれ以下なら安全という値はないとはっきり結論づけている。米オバマ政権は商業用再処理は認めていないし、原子力発電についても従来よりも慎重な姿勢に政策を転換した。

*さらに詳しい資料が必要な場合はお知らせ頂けるとお送りいたします。

岩手県盛岡市山岸 6-36-8 電話・fax 019-661-1002

三陸の海を放射能から守る岩手の会 永田文夫